

1. 3つの裁判が併合されます

2年前の2016年7月、宮内正厳さんが原告となり、“放送法遵守義務確認等請求事件”としてNHKを奈良地裁に提訴しました。その後、第1次集団訴訟（2016年12月 45名 宮内裁判と併合）、第2次集団訴訟（2017年3月 58名）、第3次集団訴訟（2017年9月 22名）と同様の訴訟を奈良地裁に相次いで起こしました。

上記の3つの裁判の提訴理由は同じですが、別々に審理されています。

3つの裁判の審理内容を合わせるべく準備書面を提出し、5月16日の第2次集団訴訟の口頭弁論をもって全て同一線上に並びます。

裁判所に対し、3つの裁判を併合し、合議体で審理することを4月26日に申し入れました。裁判所は、5月7日の口頭弁論の席上、併合すると回答しました。合議体にするかどうかは、結論がでていないとのことでした。

2. 今後の裁判日程

宮内・溝川訴訟（第1次）の次回日程は、上記の併合とは別に、7月9日（月）14時から101号法廷（傍聴席 70）で行われることが5月7日の口頭弁論で決まりました。（その後、**3つの訴訟の併合口頭弁論が、7月9日に決まりました。**）

原告弁護団から、放送法4条をメインとして他の放送法の条項にも言及し、弁論を補充したい。また、原告の損害状況を明らかにした陳述書を提出する。立証尋問の候補者を選定中であるが、7月には出そろわないと述べました。

被告弁護団からは、いつも通り特にコメントなしでした。

3. 原告団交流会の開催

5月7日（月）の裁判終了後の意見交換会で原告団交流の場を持ってはどうかという問題提起を受け6月20日（水）14時から県教育会館2F第3会議室で開催いたします。原告および原告でないが希望する方にも参加いただき交流を図ります。

以上

*講演会のお知らせ

NHK問題を考える奈良の会が主催する講演会が行われます。

- ・日時 2018年6月13日（水）14時から
- ・場所 県教育会館4F大会議室
- ・「東京オリンピックとマスメディア」
一橋大学特任教授 鶴飼 哲 さん